

2025年度
(公財) しまね国際センター「外国人留学生奨学金」
奨学生 募集案内

1. 応募資格（以下の条件を全て満たすこと）

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に制定する「留学」の在留資格を取得している者
- (2) 島根県に在住し、県内の大学等に在籍する私費留学生で、2025年4月現在で在籍期間が半年以上経過しており、その後1年以上在籍予定の者
- (3) 勉学生活を行う上で経済的援助が必要と認められる者で、学業成績、人物ともに優秀である者
- (4) 他の奨学金またはこれに類する金銭的給付を受けていない者
- (5) 過去に「外国人留学生奨学金」を受けたことがない者

2. 給付内容

(1) 人 数	10名程度
(2) 月 額	月額20,000円
(3) 期 間	2025年4月から2026年3月までの1年間
(4) 振込月	2025年7・9・12月、2026年3月 ※各3か月分を後払い

3. 申請方法

各大学等で応募者を取りまとめ、学生から提出された書類が正しく記載されていること、必要書類が添付されていることを確認のうえ、優先順位を付して、期限までに提出書類を当センターに持参するか、書留郵便にて郵送すること。

《注意》提出書類は一切返却しない。

提出書類に不備があった場合、選考に不利になることがある。

(1) 申請に必要な提出書類

- ①外国人留学生奨学金申請書（様式第1号）1通
- ②外国人留学生奨学金申請書（様式第2号）1通
- ③指導教員の推薦書（様式第3号）1通
- ④学業成績書もしくはそれに代わるもの1通
- ⑤在留カード（両面）の写し1通

(2) 当センターへの申請書提出締切日

2025年5月30日(金) 必着

4. 選考・採否の通知

(1) 選考は当センターの選考委員会が行う書類選考とする。

(2) 選考の結果は、6月末日頃までに各大学等宛に書面で通知する。

(電話による問い合わせには一切応じない)

(3) 選考された応募者は、通知後10日以内に所定の誓約書(様式4)を提出すること。

5. 奨学金決定の取り消し

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の給付を受けた場合。

(2) 応募資格の要件に該当しなくなった場合。

(3) 学業成績又は素行等の状況により、奨学生としての適正を欠く場合。

(4) 病気その他の理由により留学目的が達せられなくなった場合。

6. 奨学生の義務

奨学生は、センターが給付要綱の別表に定める事業等に参加するものとする。

<問い合わせ先>

〒690-0011 松江市東津田町 369-1

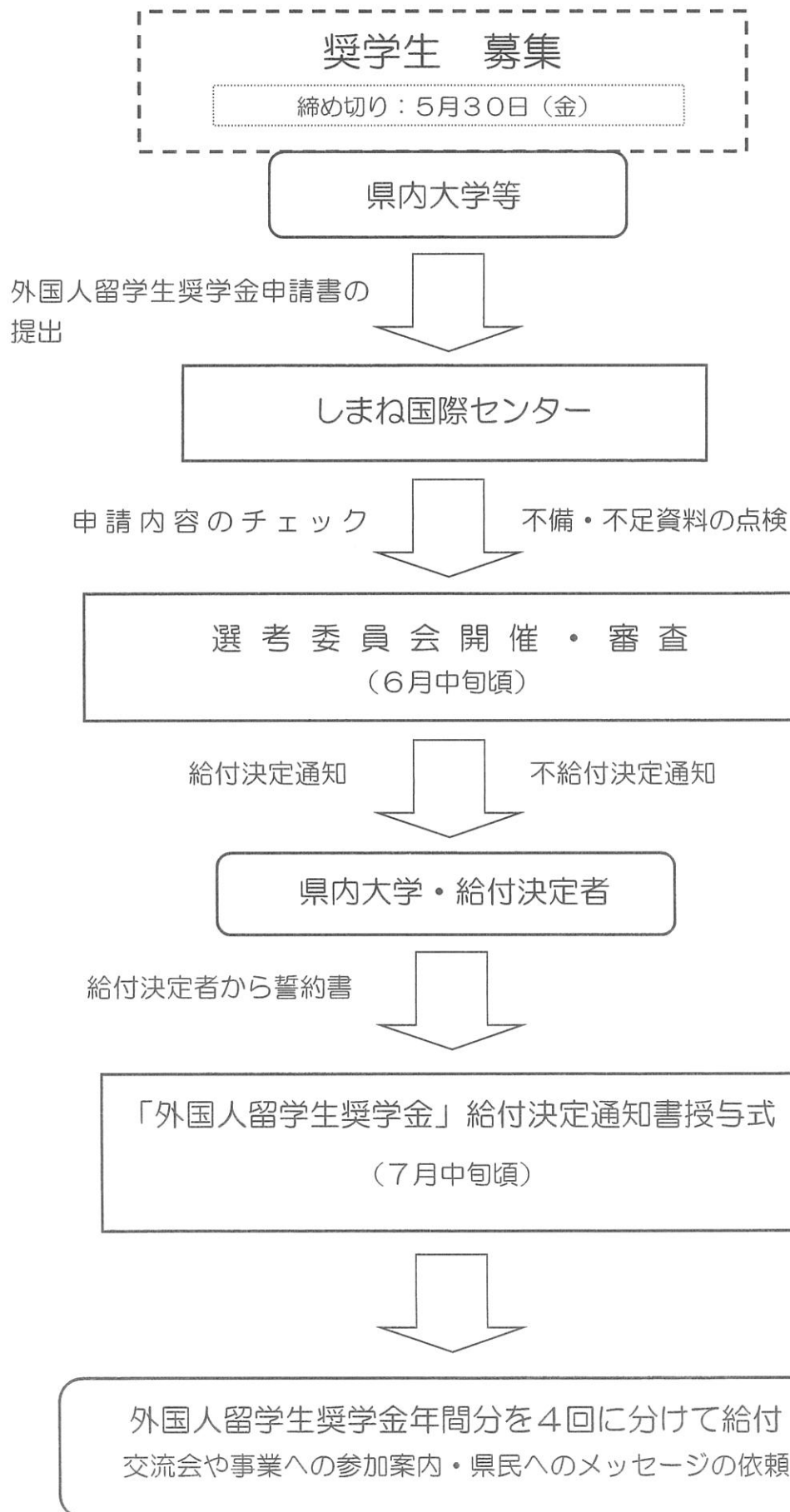
公益財団法人しまね国際センター

担当：山本・小寺

TEL：(0852) 31-5056 FAX：(0852) 31-5055

E-mail: admin@sic-info.org

2025年度
「(公財)しまね国際センター外国人留学生奨学金」
奨学生の募集から奨学金給付までの流れ



公益財団法人しまね国際センター

外国人留学生奨学金 申請書

貴公益財団奨学金給付要綱に従い、奨学金の給付を受けたく、
申し込みます。

写 真
3.5 c m × 4.5 c m

1 姓名 Name

(フリガナ)

氏 名	_____	_____	_____
	姓	名	ミドルネーム
英語表記	_____	_____	_____
	Family name	First name	Middle name

2 国籍 Nationality

_____ 渡日年月日 _____ 年 _____ 月

3 生年月日・性別 Date of birth ・ Sex

_____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳) ☐男 ☐女

4 現住所 Current address

〒 _____

Tel (_____) _____

E-mail: _____

5 在籍大学等 School

(学校名)	(学部・研究科・課程)	(専攻)
_____	_____	_____

・入学年月日 _____ 年 _____ 月入学

・留学予定期間 _____ 年 _____ 月まで

(該当する□にチェックし、必要事項を記入)

☐学部 () 年 ☐高専専攻科 () 年 ☐専修学校高度専門士課程 () 年

☐修士 () 年 ☐博士 () 年 ☐研究生 ☐科目等履修生

※博士課程前期は「修士」、後期は「博士」と記入。

☐短大・高専・専修学校 () 年

6 日本の教育機関において、これから取得しようとする学位（該当する欄に記入）

Degrees you plan to obtain in Japan

1	短大・高専・専修学校への進学・編入希望	☐ 有 ☐ 無 ☐ 未定	年 月～ 年 月
2	大学学士課程への進学・編入希望	☐ 有 ☐ 無 ☐ 未定	年 月～ 年 月
3	大学院修士課程への進学希望	☐ 有 ☐ 無 ☐ 未定	年 月～ 年 月
4	大学院博士課程への進学希望	☐ 有 ☐ 無 ☐ 未定	年 月～ 年 月
5	博士号の取得希望	☐ 有 ☐ 無 ☐ 未定	年 月 取得予定

7 家族状況 Family Structure Information

家族氏名	続柄	年齢	世帯状況	現住所
			☐ 同居 ☐ 別居	
			☐ 同居 ☐ 別居	
			☐ 同居 ☐ 別居	
			☐ 同居 ☐ 別居	
			☐ 同居 ☐ 別居	

8 経済状況 Financial situation of household

- 1) 1世帯としての収入 月額_____円 *内訳(A)から(D)の合計額
 【内訳】
 ・(A)仕送受給額 月額_____円（仕送人_____）
 ・(B)アルバイト収入 月額_____円
 （アルバイトの種類_____ 週_____時間勤務）
 ・(C)配偶者の収入 月額_____円
 ・(D)他からの援助 月額_____円（援助者との関係_____）
- 2) 預貯金等 総額_____円
- 3) 自家用車の保有の有無 ☐有 ☐無
- 4) 授業料年額（2025年度）_____円 ※免除申請中の場合は見込み額
☐全額免除 ☐一部免除 ☐全額自己負担 ☐免除申請中
- 5) 家賃月額（☐アパート ☐寮 ☐下宿 ☐その他）_____円

9. 奨学金受給経験の有無 Scholarship history

☐有 ☐無 ☐申請中

奨学金名称：_____

受給期間：_____年 _____月 から _____年 _____月

10. 申請理由(具体的に記入のこと) Reason for application

私は、貴センターの奨学生として採用していただきたく、記載内容に偽りなく申請します。

公益財団法人しまね国際センター 御中

申請年月日 _____年 _____月 _____日
Date of application

申請者署名 _____
Applicant's signature

※書類作成上の注意

- 1 全項もれなく記入し、該当事項がない場合は「なし」と明記すること。
- 2 日本語で記入すること。
- 3 数字は算用数字（1， 2， 3等）を用いること。
- 4 固有名詞はすべて正式な名称とし、一切省略しないこと。

指導教員の推薦書

本人記入	(被推薦者氏名)		(国籍)	(生年月日)	男・女
	(現住所) 〒				
	Tel () -				
指導教員記入	学校名	学部・研究科・課程		専攻	
	☐ 学部 () 年 ☐ 高専専攻科 () 年 ☐ 専修学校高度専門士課程 () 年 ☐ 修士 () 年 ☐ 博士 () 年 ☐ 科目等履修生 ☐ 研究生 ※博士課程前期は「修士」、後期は「博士」と記入。 ☐ 短大・高専・専修学校 () 年				
	指 導 教 員	所 属	作成日 年 月 日		
指導教員記入	職 名	氏 名 (印)			
	推薦の理由				

※日本語でご記入いただき、親展書封印の上、被推薦者、または学校担当者にお手渡しをお願いします。

公益財団法人しまね国際センター 外国人留学生奨学金 給付要綱

(制定 平成24年4月1日)
改正 平成26年4月1日
平成29年4月1日
令和3年4月1日
令和4年4月1日
令和6年4月1日
令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、島根県内の私費外国人留学生のうち、学業を継続する上で経済的援助を必要としている者に対して奨学援助を行い、留学生の勉学生活の安定と本県と諸外国との国際交流・国際協力の促進に資することを目的とする。

(名称)

第2条 公益財団法人しまね国際センター外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）とする。

(受給資格)

第3条 奨学金を受給できる者は、私費の留学生で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に制定する「留学」の在留資格を取得している者
- (2) 島根県に在住している者
- (3) 島根県内の学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校4年次以上（専攻科含む。）、専修学校の専門課程、又は日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）に定める認定日本語教育機関の留学のための課程（以下「大学等」という。）に在籍している者
- (4) 申請する年の4月に前項における在籍期間が半年以上経過しており、翌年3月まで在籍する予定の者
- (5) 勉学生活を行う上で経済的援助が必要と認められる者で、学業成績、人物ともに優秀である者
- (6) 他の奨学金又はこれに類する金銭的給付を受けていない者
- (7) 過去に奨学金を受けたことがない者

(給付留学生の決定)

第4条 奨学金の給付を希望する者は、別に定める奨学金申請書(様式第2号)を在籍する大学等を経由して公益財団法人しまね国際センター(以下「センター」という。)に提出しなければならない。

- 2 大学等は、優先順位を付して、推薦書(様式第1号)により、センターに推薦を行うものとする。
- 3 センターは、大学等から推薦を受けた者の中から、別に定めるところにより設置する外国人留学生奨学金選考委員会(以下「選考委員会」という。)に諮り、奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)を決定するものとする。
- 4 選考委員会の選考結果は、大学等を通じて本人に通知するものとする。
- 5 奨学生は、給付決定の通知受領後、10日以内に別に定める誓約書を提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第5条 奨学生は、センターが別表に定める事業等に参加しなければならない。

(給付額及び給付期間)

第6条 奨学金の給付額は、月額20,000円とする。

- 2 奨学金の給付期間は、1年間(4月から翌年3月まで)とする。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金は、原則として、年間分を4回に分けて奨学生の指定する銀行口座に振り込む方法により給付することとする。

(報告義務)

第8条 奨学生は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとなった場合は、大学等を通じてセンターに報告しなければならない。

- (1) 現住所等申請書の記載事項に変更が生じた場合
- (2) 在留資格に変更が生じた場合
- (3) 他の奨学金の受給が決定した場合
- (4) 休学、転学又は退学した場合
- (5) 在学する大学等から、停学その他の処分を受けた場合

- 2 大学等は、奨学生 の 状況について常に適切な把握を行い、前項各号に該当する事由が生じた場合において、奨学生からの届け出が無いときは、本人に代わり、その事実をセンターに報告しなければならない。

(奨学生資格の取り消し)

第 9 条 センターは、奨学生が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めた場合には、奨学生 の 資格を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の給付を受けた場合
- (2) 第 3 条の要件に該当しなくなった場合
- (3) 学業成績又は素行等の状況により、奨学生としての適正を欠く場合
- (4) 病気その他の理由により留学目的が達せられなくなった場合
- (5) 第 5 条に定める事業等に一度も参加しなかった場合。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

(奨学金の返還)

第 10 条 センターは、奨学金の給付後に前条により奨学生 の 資格を取り消した場合は、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間における第3条第3号の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）により定められる日本語教育機関を含める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業等	備考
(1) 研修等への参加	各事業等の詳細については、センターから奨学生に対し、在学する大学等を通して案内通知する。
(2) センターが実施する事業への参加	
(3) 災害時の外国人支援	
(4) 自主的な事業の企画・実施	
(5) その他理事長が認めた事業への参加	